

産業構造審議会 商務流通情報分科会 製品安全小委員会 電気用品整合規格検討ワーキンググループ（第9回）-議事要旨

日時：平成29年2月1日（水曜日）13時00分～14時30分

場所：経済産業省別館1階114会議室

出席者

三木座長、青柳委員、岩本委員、梶屋委員、川上委員、熊田委員、高橋委員、藤原委員、三浦委員、吉津委員

議題

- 整合規格案の確認について
- 今後提案予定のある製品規格の概要について

議事概要

今回確認する整合規格案（6規格）について、事務局より資料を用いて説明を行い、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について別表第12に追加することを各委員に諮ったところJISC8461-21以外は了承され、この規格については後日事務局からメールで再度諮ることとなった。委員からの主な発言及び事務局回答は以下のとおり。

- JISC8461-21（電線管システム－第21部：剛性（硬質）電線管システムの個別要求事項）の第7条（感電に対する保護）の項について非該当としているが、金属製電線管に何らかの原因で通電した場合に感電する可能性もあり、この項を非該当とするのは不適切ではないか質問があり、当該規格が、そのような異常状態も想定した規格なのかも含め内容を確認して後日明らかにする旨回答した。

次に、今後提案予定のある製品規格の概要について、事務局より資料5を用いて説明を行った。委員からの主な発言及び事務局回答は以下のとおり。

- 1番目JIS C 9335-2-8:2017（家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-8部：電気かみそり及び毛髪バリカンの個別要求事項）に関連して、昨今美容院等で使用されている多種多様な新しい理美容用品への対応について質問があり、今後調査をしていく旨回答した。
- 3番目JIS C 9335-2-52:2017（家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-52部：口腔衛生機器の個別要求事項）の適用範囲に、「口こう（腔）洗浄器」と「歯ブラシ」とあるところ、電気用品名では、「電気歯ブラシ」のみとなっているため、海外の企業などが誤解することが懸念されるが、実態としてどう解釈されているのか質問があり、過去の対象・非対象事例を確認の上、後日回答することとした。
- 7番目JIS C 8105-1（照明器具－第1部：安全性要求事項通則）に関連して、青色光による網膜障害に関する基準の国内外の検討動向について質問があり、海外における審議組織について後日回答することとした。
- 8番目JIS C 8105-2-1（照明器具－第2-1部：定着灯に関する安全性要求事項）の適用範囲について質問があり、内容を確認の上、後日回答することとした。

関連リンク

[製品安全小委員会 電気用品整合規格検討ワーキンググループの開催状況](#)

お問合せ先

商務流通保安グループ 製品安全課

電話：03-3501-4707

FAX：03-3501-6201

